

内子町蜂駆除用防護服貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が所有する蜂駆除用防護服（以下「防護服」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 防護服の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、営利目的に使用する場合は、対象としないものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人又は団体
- (2) 町内に土地又は建物を所有し、又は管理する個人又は団体
- (3) その他町長が認めるもの

(申請)

第3条 防護服の貸出しを受けようとするものは、内子町蜂駆除用防護服借用申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(貸出期間)

第4条 防護服の貸出期間は、原則として貸出日から3日以内とする。

(貸出費用)

第5条 防護服の貸出費用は、無料とする。

(目的外使用等の禁止)

第6条 防護服の貸出しを受けたもの（以下「駆除実施者」という。）は、防護服を駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(防護服の返却)

第7条 防護服の使用が終わったとき又は貸出期間が終了したときは、駆除実施者は、速やかに防護服を返却しなければならない。

2 町は、返却に際して防護服の点検及び確認をしなければならない。

(駆除実施者の責務)

第8条 駆除実施者は、必要に応じて周辺住民等に駆除する旨を周知するほか、駆除に際し事故等が発生しないように十分な注意を払わなければならない。万が一事故等が発生した場合は、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。

2 防護服を破損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合は、駆除実施者が弁済の責務を負うものとする。

(経費)

第9条 蜂の駆除に要する経費は、駆除実施者の負担とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

内子町蜂駆除用防護服借用申請書

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	<input type="checkbox"/> 住所地と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	
<p>防護服の貸出しを受けたいので、上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内子町長 様</p> <p style="text-align: center;">[申請者] 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>	
<p>遵守事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内子町蜂駆除用防護服貸出要綱を遵守し、事故等が発生しないように十分注意すること。 2. 土地又は建物の所有者（管理者）以外のものが申請する場合は、当該所有者（管理者）から承諾を得ること。 3. 目的外使用、転貸及び譲渡はしないこと。 4. 営利目的に使用しないこと。 5. 駆除等に伴う事故又は破損については、駆除実施者が補償の責務を負うこと。 <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防護服を着用すると密閉され大変暑くなるため、熱中症対策を十分に行ってください。 2. 使用後は防護服についた汗や汚れなどをふきとり、乾燥させてから返却してください。 	

事務処理欄 ※以下の欄には何も記入しないでください。

貸出日		返却日	
/	確認者	/	確認者